



インターネットでの情報提供	
提供予定日	4月9日

平成26年4月8日(火) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
畜産課	衛生防疫係	溝口・小林	直通 058-272-8446 内線 2873

豚流行性下痢（PED）を疑う事例の確認について

県内の養豚農場において、豚流行性下痢（PED）を疑う事例が確認されましたので、お知らせします。

本病は、平成25年10月に7年ぶりに国内で発生し、4月4日現在、鹿児島県など19県で251件が確認されています。

なお、本病は、水様性の下痢を主徴とし、10日齢以下のほ乳豚では死亡率が高いものの、母豚や肥育豚では一過性の下痢で治癒します。いずれの場合も、人に感染することはありません。

また、本病は、家畜伝染病予防法の届出伝染病に指定されていますが、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病のように殺処分等の防疫措置は実施されず、治癒後は、通常どおりと畜場等へ出荷することができます。

1 疑い事例の概要

農場所在地：岐阜県恵那市

飼養頭数等：約6,000頭

症 状 等：ほ乳豚の死亡（3頭）、下痢（約200頭）

2 確認までの経過等

(1) 4月7日、農場から東濃家畜保健衛生所に、下痢等の症状を確認したとの通報。

(2) 同日、東濃家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査により臨床検査を実施し、検査材料を採取。

(3) 同日、中央家畜保健衛生所にて、遺伝子検査を実施したところ陽性の判定。

※発生農場に対しては、「豚の移動自粛」の要請と、「豚舎の消毒徹底」を指示済み

(4) 現在、病理学的検査により確定診断を実施中。

※この確定診断の結果は、4月14日頃に判明予定（判明次第公表）

3 その他

県内養豚農場及び関係団体に対しては、引き続き「消毒の徹底」及び「異常豚の早期発見・早期通報の徹底」を指導しています。

【報道機関へのお願い】

農場等での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、慎むようお願いします。

今時流行を踏まえた豚流行性下痢の防疫対策のポイント

1 全般的な留意事項

- ・本病の防疫対策は飼養衛生管理の徹底が基本
- ・各農場、関連施設の各段階における複層的な対策の実施が必要
- ・防疫対策の対象は農家だけでなく、農場・と畜場等に出入りする全ての者（飼料業者、死亡獣畜、取扱業者、運送業者、建設業者等）
- ・「やってるつもり」、「できているはず」ではなく、「やれているのか」、「出来ていないところはないか」との姿勢で再確認
- ・未発生県、未発生農場であっても飼養衛生管理の徹底を基本とした対策の実施が必要
- ・具体的な作業手順、消毒薬の使用方法等を示し、繰り返し指導するなどきめ細かい対応により実効性のある対策を講じる
- ・これらは全ての疾病対策に通じ、生産性向上にも寄与することを認識

2 病原体侵入防止対策

- ・豚導入時に導入豚を2～4週間、隔離・分離するよう工夫し健康状態を観察
- ・豚、人、車両、作業器具等の出入りを管理
- ・農場の入口等での車両等の洗浄・消毒を徹底
- ・訪問者を受け入れる場合には、農場専用の履物と衣類を準備し、衛生管理区域に立ちに入る際にはこれを着用
- ・畜産関係施設に出入りする作業員や車両の洗浄・消毒を徹底
- ・野生動物の接触防止対策の徹底
- ・未発生農場・地域に対しての対策も念頭に実施

3 農場間伝播防止対策

- ・出荷豚に異状が見られた場合には当該豚の出荷を停止し、速やかに管轄の家畜保健衛生所に通報
- ・家畜運搬車が複数の養豚農場へ立ち入ることは控える
- ・食品残渣も含め、屋外に飼料を露出或いは放置させた状態にするなど、野鳥等の野生動物が接触できる状態を作らない
- ・系列農場間での伝播遮断（行き来するものの洗浄・消毒徹底、可能な限り作業員の専従化・資機材や車両の専用化）
- ・と畜場、死亡獣畜取扱場、家畜市場、共同糞尿処理場等の畜産関係施設については立ち入りし、洗浄・消毒実施状況、荷下ろし作業等での農場間の交差がないか確認・指導
- ・発生農場からの出荷を受け入れると畜場に対しては、洗浄・消毒の徹底、非発生農場と搬入経路・時間を区分するなど、交差汚染のリスク低減措置を講じる
- ・適切な排せつ物の処理（完熟、野生動物の接触回避、運搬や散布時の注意）

- ・臨床症状が見られなくなっても飼養衛生管理の徹底によるまん延防止対策及びワクチン接種による哺乳豚の発症阻止・軽減措置を継続

4 農場内拡大防止対策

- ・可能な場合、分娩舎と他の畜舎との衛生管理を分け、分娩舎への病原体侵入防止を図る
- ・発病豚が確認された場合には、発病豚群を完全に隔離するよう工夫
- ・発病豚の保温、自由飲水、電解質投与による脱水症状の緩和で体力保持
- ・免疫付与の手法として糞便馴致は、絶対に避ける
- ・臨床症状が見られなくなっても飼養衛生管理の徹底によるまん延防止対策及びワクチン接種による哺乳豚の発症阻止・軽減措置を継続
- ・適切な排せつ物の処理（完熟、野生動物の接触回避、未完熟堆肥等が飼養豚に接触しないよう管理）

5 消毒について

- ・豚や排せつ物の運搬車両については、タイヤ周りだけでなく、荷台、運転席マット等を含め、車両全体を念入りに洗浄・消毒
- ・逆性石けん系、アルデヒド系等、有効な消毒薬を、対象物に応じ、適正濃度、頻度で使用するとともに、消毒前に有機物を除去

6 早期通報

- ・通報遅れや見逃しによる本病の拡大を避けるため、飼養衛生管理基準に基づき毎日の飼養豚の観察を徹底し、異状が確認された場合には、直ちに管轄の家畜保健衛生所に通報

7 疫学調査

- ・疫学調査で得られる情報により、発生時に他農場への更なる感染拡大を防止すること、今後の侵入防止対策に生かすことが可能
- ・本病を疑う病性鑑定の依頼を受けた段階で、可能な限り疫学情報を収集
- ・発生が確認された際は、速やかに関連農場及び畜産関係施設を特定し、直ちに注意喚起を行い、必要な防疫措置を講じる
- ・感染しても症状がない又は軽度で、見逃す可能性に留意

8 ワクチンについて

- ・本病ワクチンの性質（発症の阻止若しくは軽減、乳汁を介した子豚への免疫付与を目的とする母豚用ワクチン）を十分理解し、用法・用量を遵守して使用
- ・母豚が十分量の乳を分泌しているか、また、子豚が乳を十分に飲んでいるかを確認
- ・ワクチン効果を発揮するためには、良好な畜舎環境の維持と飼養衛生管理の徹底が前提